

2015年3月16日

大阪市立●●中学校長 ●●●●様
大阪市教育委員会委員長 大森不二雄様

上申書

大阪市立●●中学校教員 松田幹雄

2015年3月12日卒業式の「君が代」斉唱時の不起立についての事情聴取にあたって、事実、経過、及び私の主張について、以下、上申いたします。

1. 卒業式当日の事実

2015年3月12日●●中学校卒業式において、私の席は、3列の職員席の2列目、左から2番目の席で、教頭の後ろの席でした。開式後、司会の「起立」「一同礼」「国歌斉唱」のことばの後に着席し、「君が代」斉唱はしませんでした。「君が代」斉唱終了後起立し、校歌はいっしょに歌いました。その後、卒業証書授与時の担任クラス生徒の呼名をしました。卒業式は変わったことは何もなく無事終了し、その後の学級での卒業証書手渡し・最後の学級活動もいい雰囲気できました。私の不起立を見た生徒や保護者がいるのかわかりません。少なくとも卒業式当日(12日)中に、保護者・生徒からこの件で問い合わせ・抗議があった事実はありません。

2. 経過と不起立の理由

<卒業式不起立に至るできごと>

1月29日(木) 教務部会 「『君が代』について子どもたちへの説明責任を果たすべきだと思う」と発言

1月30日(金) 3年学年会 教務部会でしたのと同様の発言→考えよう

2月2日(月) 校長に「生徒への説明をすべき」と進言。

2限と5限 校長室(校長・教頭)

私から「資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について」【資料1】「寸劇：『指導』っていじめ?」【資料2】を渡す。

本年1月23日付で教育長通知が出ていることを知る。

校長「個人の立場はおいてルールに従うべき」「混乱が起こらないように」

2月5日(木) 16:35~17:05 校長室(校長・教頭)

2月2日に校長に渡した資料が市教委に届いていることを確認後、「資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について」を生徒配布してもいいかどうか、見解を聞いてほしいと校長に要望。

校長からは、「混乱しないようにやりたいので協力を」

私「不起立そのものが混乱ではない。『君が代』についていろんな思いをもつ人が参加し、祝える式であるべき。」「自分の職務を全うし、不起立を理由に処分されたら、教育破壊の国旗国歌条例や処分行政を憲法違反として異議申し立てをしたい。」

その後、「混乱」をめぐるやりとり。

2月16日(月) 始業前に校長に「2015.1.23 大阪市教育長通知(別紙)について学校長への質問」【資料3】(組合への情報提供で得た通知【資料4】を添付)を渡し、全教職員へ机上配布。(全職員に対しては、資料1、資料2も)

20:45~21:15 校長室(校長・教頭)

校長「生徒への説明等は●●中学校の教育課程の問題。歴史をつたえ、その上で国旗国歌を尊重する気持ちを育てたい。」

この後、「混乱」の理解をめぐるやりとり。

教頭「何がおこるかわからない状況になることも混乱」

校長「不起立によって嫌な思いをする人を出したくない」

私「いろんなことを思う人がいること自身が混乱ではない。式の枠を前提にし、その式に合わせることを子どものためとする論理は、思想・良心の自由を押しえつめるために使われており、認められない」

2月17日(火) 16:00~18:00 職員会議

私「学校長への質問書を昨日配らせてもらっているが、改めて質問する。」(3点について質問した質問書内容の読み上げ)

校長「18:00を回ったので、場を改めて回答する。」

2月18日(水) 8:30~8:40 職員朝礼

校長「教育長から『卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について』という通知が出ている。校務支援パソコンに送っている。『国歌斉唱にあつたては式場内のすべての教職員は起立して斉唱すること』という職務命令を出す。」「昨日の質問については、前提部分に調教教育とのことばもあり同意できないので、項目ごとの質問には答えず、全般的に思っていることを伝える。生徒の学習内容については学習指導要領にも位置づけ

られており、●●中学校の教育課程の問題として教育課程検討委員会等で検討し、具体化していきたい。」

2月23日（月）始業前、校長に「大阪市教委国旗・国歌通知に関わる学校長回答（2.18）に対する再質問書」【資料5】を手渡したうえで、全職員への机上配布。

職員朝礼の中で発言し、私から校長に対して再質問に対して回答するよう要請する。

2月26日（木）臨時職員会議（卒業式の式次第について）

主要議題の論議終了後、校長「3月5日（木）の常置委員会と3月10日（火）の教育課程検討委員会を入れかえる」と連絡。

3月5日（木）教育課程検討委員会

「国旗・国歌については、事実を伝えることを大切にする。」「具体化は3年生で。」

3月6日（金）18:30～19:00 校長室（校長・教頭）

校長「職務命令も出したが、混乱させたくないの、起立してほしい」（1・23教育長通知を私に手渡し）

私「職務命令で『君が代』起立・斉唱を強制するこの教育行政のあり方が、教育破壊であるという指摘に対する見解表明がない。不当な職務命令には従えない。処分されれば、異議申し立てをしたい。」

3月9日（月）職員朝礼

（事前に教頭より1・23教育長通知を全職員に配布）

校長「校務支援パソコンの回覧ではわかりにくいとの指摘があったので、再度机上に配布させていただいた。今年の卒業式では新しい試みもあり、ぜひ成功させたい。混乱しないようお願いしたい。」

私「起立斉唱の職務命令を学校長が出したことは認識しているが、異議がある。こういうやりかたが教育を壊していると思う。卒業生を祝う立場で出席している者が『君が代』の時起立しなかったからといってそれが混乱だとは思わない。」

3月10日（火）卒業式練習

最後の時間（5～6分）で、学年主任から「君が代」の歴史と卒業式での扱いについての説明。学級に帰ってから、学級担任より、「資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について」（生徒配布版）【資料6】を生徒配布。

17:10～18:00 校長から私あての「起立・斉唱」職命令書を手

渡し。

3月12日(木) 10:00~12:00 卒業式 12:00~12:30 学級活動

14:20~14:00 校長室(校長・生徒指導主事)

卒業式の「君が代」斉唱時の不起立の確認

<職務命令に従わなかった理由>

「国歌斉唱」を卒業式に位置づけ、生徒に歌うことを求めているのに、生徒は歌詞の意味の説明すら受けられないのはおかしいと考えていました。生徒たちに聞くと、出身●小学校のどこでも、卒業式で斉唱することになっている「君が代」の歌詞の意味について説明を受けていないということでした。今、ほとんどの学校で、卒業式に国歌「君が代」斉唱が位置づけられている理由や「君が代」の歌詞の意味について、斉唱を求められている児童・生徒自身に説明しないという非教育的かつ子どもの権利条約違反の現実があります。その原因は、「君が代」の歌詞の意味を「我が国の末永い繁栄と平和を祈念するもの」とする無理な意味づけであり、「君が代」の起立・斉唱と児童・生徒への「指導」を、教職員の思想・良心の自由を踏みにじって強制する 2015.1.23 教育長通知に象徴される権力的教育行政にあります。教職員に考えることを禁止し、命令に従うことだけを求めるこの教育行政のあり方が、「君が代」の歴史や歌詞の意味について子どもたちに事実すら伝えず、「国歌」はしっかり歌うものという刷り込みだけを行う「調教教育」につながっています。そして、その背景に、憲法違反の「国旗国歌条例」と「職員基本条例」があると考えます。「臣民」を戦争に動員する大きな一翼を担った天皇制賛美の「君が代」を起立・斉唱できないという思いとともに、教員の生徒に対する率先垂範行為として位置づけられている「君が代」起立・斉唱の職務命令に従うことは、「調教教育」の一端を担うことになると思い、従うことができませんでした。「国旗国歌条例」「職員基本条例」というパワハラ条例こそ違憲・違法であり、それに基づく職務命令に従う義務はないと考えます。